社会福祉法人こごせ福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人こごせ福祉会（以下「当法人」という）定款第８条および第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条 役員等には、理事会、評議員会の出席に応じ、次のように報酬を支給する。

役　職		支給の単位	金額（税込）
理事長		年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない	年 1,200,000 円
理事	常務理事	年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない。給料は併給しない。	年 3,720,000 円
	支援担当理事	年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない。給料は併給しない。	年 3,720,000 円
	理事兼事務局長		
	管理者兼常勤理事	年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない。給料は併給しない。	年 3,960,000 円
	上記以外の理事	監査、理事会及び評議員会の出席につき（1 日 10,000 円限度）	1 日 10,000 円
監　事		監査の出席につき（1 日 10,000 円限度）	1 日 10,000 円
		理事会及び評議員会の出席につき（1 日 10,000 円限度）	1 日 10,000 円
評議員		評議員会の出席につき（1 日 10,000 円限度）	1 日 10,000 円

２　交通費は「賃金及び旅費規程」の通勤手当に順じて支給する。遠隔地から高速を利用してくる場合は高速代も支給する。

（前条の除外）

第３条 法人の職員業務を兼務する理事のうち、定年になるまでは「賃金及び旅費規程」にもとづいて給料を支給する。役員報酬は併給しない。

（公表）

第４条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第５条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則１．この規程は、2017 年 6 月 1 日より施行する。

２．この規程を改正し、2021 年 4 月 1 日から実施する。（2021 年度第 1 回評議員会）

３．この規程を改正し、2024 年 4 月 1 日から実施する。（2023 年度第 2 回評議員会）